

○清瀬市新型インフルエンザ等対策協議会運営要綱

平成26年 5 月 7 日 訓令第42号

改正

令和 2 年 3 月 3 日 訓令第21号

令和 2 年10月22日 訓令第74号

令和 3 年 3 月25日 訓令第30号

令和 7 年 6 月 9 日 訓令第32号

清瀬市新型インフルエンザ等対策協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画策定その他新型インフルエンザ等の対策に向け、市長の諮問により同法第8条第7項において準用する同法第7条第3項の規定に基づき専門的な知識を有する者その他学識経験者から意見を聴き、調査、検討及び協議する清瀬市新型インフルエンザ等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討及び協議を行い、市長に答申又は報告する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の策定に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等に係るまん延防止等に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ等に係る情報の収集及び共有化に関すること。
- (4) その他、市長が新型インフルエンザ等対策に必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、医療関係機関、東村山警察署、清瀬消防署、地域福祉に寄与する団体等から市長が委嘱又は任命する15人以内の委員をもって組織する。

2 協議会には、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により会長及び副会長を置く。

3 会長は、協議会を統括し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の会議において議決等を要するときは、出席委員の過半数の賛成をもって可決されたものとする。

4 協議会の会議に会長が必要と認めるときは、委員以外の者を招集して意見等を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(設置期間及び委員の任期)

第5条 協議会の設置期間及び委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条に規定する答申又は報告をしたときまでとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生涯健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 3 日 訓令第21号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年10月22日 訓令第74号）

この訓令は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日訓令第 30 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 9 日訓令第 32 号）

この訓令は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。